

放射性物質汚染対処特措法 基本方針の閣議決定について



「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく基本方針」が平成23年11月11日に閣議決定されました。基本方針の概要(抜粋)は以下の通りです。

1. 事故由来放射性物質による環境の汚染への対処の基本的な方向
 - ・事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響が速やかに低減されるよう、また、復興の取組が加速されるよう、取り組む。
2. 事故由来放射性物質による環境の汚染の状況についての監視及び測定に関する基本的事項
 - ・国及び地方公共団体は、監視及び測定を行う。
3. 事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理に関する基本的事項
 - ・土壌等の除染等の措置に伴い生ずる廃棄物や、生活地近傍の災害廃棄物など、住民の生活の妨げとなる廃棄物の処理を優先する。
4. 土壌等の除染等の措置に関する基本的事項
 - ・人の健康の保護の観点から必要である地域について優先的に特別地域内除染実施計画を策定し、線量に応じた措置を実施する。
5. 除去土壌の収集、運搬、保管及び処分に関する基本的事項
 - ・除去土壌の飛散流出防止の措置、モニタリングの実施、除去土壌の量・運搬先等の記録等、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し、必要な措置を講じる。
6. その他事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する重要事項

当社では、土壌・産業廃棄物の分析や放射性物質の測定を行っております。お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2011年11月11日付 環境省ホームページ

土壌環境箇所 明石康伸

放射性物質の測定を開始しました!

福島第一原発事故を受け、高まる需要にお応えし、放射性物質の測定を開始しました。サーベイメータによる工業製品の表面汚染や、水・食品などの放射能測定、さらに8月末からはゲルマニウム半導体検出器を用いた核種ごとの精密測定も開始しています。